

日本産業動物獣医学会誌投稿規程

(目的)

1. この規程は、日本産業動物獣医学会会則施行細則第5条第2項および日本産業動物獣医学会誌編集委員会規程第4条第1項の規定に基づき、日本産業動物獣医学会機関誌（以下「会誌」という。）投稿原稿の投稿方法等を定めたものである。

(投稿資格)

2. 投稿原稿は、未公開のものとし、著者および共著者は、日本産業動物獣医学会（以下「本会」という。）の会員（団体賛助会員を除く）とする。ただし、獣医師を除く共著者は、この限りでない。

(動物の取り扱い)

3. 投稿原稿における症例および実験動物の取扱いは、「動物の愛護および管理に関する法律」に基づき、動物愛護の精神に則って行われており、動物を用いた研究は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 人または動物の保健衛生に関する学術の進歩および社会福祉の向上のために十分意義あるものであること。
- (2) 必要最小限の数の動物を用いており、他の手段では代替できないものであること。
- (3) 動物の不必要な苦痛を避けるために十分な獣医学的配慮がなされていること。

動物の取り扱いに関し、倫理上の問題がある原稿は採択しない。

(投稿区分)

4. 投稿区分は、次のとおりとする。ただし、日本産業動物獣医学会誌編集委員会（以下「委員会」という。）において希望投稿区分を変更することがある。

- (1) 総説：学界において認められた業績、最近の国内外の研究または獣医界の研究動向等を解説したもの。
- (2) 原著：産業動物獣医学に関する研究論文。
- (3) 短報：産業動物獣医学に関する新しい知見、症例報告等、速報的な短い論文。
- (4) 技術講座：産業動物獣医学に関する技術および検査方法等を教育的に解説したもの。
- (5) 資料：産業動物獣医学に関する学術情報、統計等を解説的に紹介したもの。

5. 上記4のいずれの区分にも属さない投稿原稿には、委員会においてそのものに限定した区分名称を付することができる。

(投稿要領)

6. 投稿要領は、次のとおりとする。

- (1) 投稿原稿は、初回投稿の際は正副あわせて5部を、2回目からは正副あわせて4部を提出するものとする。
- (2) 原稿は、A4判400字詰め原稿用紙を用い、横書きとする。また、ワープロを使用して原稿を作成する場合は、A4判用紙を使用し、1頁を25字×24行として行間を十分あけて横書きとする。
- (3) 原稿の枚数【表題、英文SUMMARY、和文要約、本文、図（写真を含む）・表等すべて】および刷り上り頁数は、別表のとおりとする。なお、これを超過している場合は、投稿原稿を受け付けないことがある。
- (4) 原稿は、封筒の表面左側に「産業動物獣医学会誌・投稿原稿」と明示したうえで、委員会事務局あてに送付する。

【別表】掲載区分と投稿原稿枚数

掲載区分	投稿原稿枚数		刷り上り 頁数
	400字詰原稿用紙 (25字×16行)	A4判ワープロ等 (25字×24行)	
総説	30枚	20枚	5頁以内
原著	24枚	16枚	4頁以内
短報	18枚	12枚	3頁以内
技術講座	24枚	16枚	4頁以内
資料	12枚	8枚	2頁以内
学会だより：学会の活動状況、関連集会の開催等、学術関係情報の提供など			

(執筆要領)

7. 執筆要領は、次のとおりとする。

- (1) 原著および短報

①用語：原稿の記述はすべて和文とし、現代かなづかいを使用する。漢字は専門用語を除いて常用漢字の範囲にとどめる。また、略称を使用する場合は、論文中で初めて使用する箇所ですべての完全な単語を掲げ、その後に略称をカッコ内に表示する。学名および常用されているラテン語等、イタリックで示すものにはアンダーラインを付す。数字は算用数字を用い、度量衡の単位および略語はCGS単位またはSI単位を用いる。また、数字および英字は2字で1文字とし、ワープロの場合は半角文字を用いる。

【例】度量衡の単位および略語：

mol, mmol, N, %, m, cm, mm, μ m, nm, pm, cm², kl, dl, l, ml, μ l, kg, g, mg, μ g, ng, pg, hr, min, sec, rpm, Hz, Bq, cpm, dpm, ppm,

ppb, °C, J, pH, LD₅₀, IU, kDa

外国語—外国人名, 外国機関名等は, 原語のまま第1字を大文字で記述する。ただし, 国名, 地名等は原則としてカタカナで表示する。

動植物名—動植物名は, 原則として漢字を使用する。ただし, 一般的に使用されているものに限り, それ以外のはカタカナで表示する。

薬品・機器名—薬品名は, 原則として一般名または局方名を使用し, カタカナで表示する。また, 機器名等は原則として一般に使われている名称を和文で表示する。

②第1頁(表紙): 最上段左側に学会名, 希望投稿区分および「新規」(新規投稿原稿の場合)あるいは「継続」(継続審査原稿の場合)の表示を赤字で明記する。次いで, 表題, 著者名, 所属機関名および所在地住所(郵便番号を含む)を和文で記載する。表題は, 研究内容を的確かつ端的に表現したものとし, 原則として副題を付けない。著者の所属は, 研究実施時の所属機関とする。ただし, 第1著者に所属の異動があった場合は, 著者が希望すれば, 現所属機関名および住所を付記することができる。また, 最下段には連絡責任者の所属, 住所および電話番号(ファックス番号)を記入し, 別刷を希望する場合には必要部数を赤字で明記する。さらに, 表題が28字を超える場合には, 28字以内の柱(ランニングヘッド)を記入する。

③第2頁(和文要約): 字数は360字以内とし, 論文内容を要約して明確に述べる。要約の最下段には, 原著では5語以内, 短報では3語以内の日本語のキーワードを英文のKey wordsに対応する順で記載する。

④第3頁(英文SUMMARY): 英文の表題, 著者名, 第1著者の所属機関名および所在地住所(郵便番号を含む)を記載する。第1著者の所属機関は研究実施時のものとする。ただし, 所属の異動があった場合は, 著者が希望すれば現所属機関および住所を付記することができる。次いで, 250ワード以内(1ワードを5スペースで換算)の英文SUMMARYをダブルスペースでタイプする。SUMMARYの最下段にはKey wordsをABC順に記載する。

⑤第4頁以降は本文とし, 原則として次の項目に区分して記述する。ただし, 短報では必ずしも項

目別に区分して記述する必要はないが, 内容はこれらの項目に従って記述する。なお, 記述にあたっては, 数字を用いて項目分けすることはしない。

緒言—見出しは付けず, 研究目的を理解するうえで必要な背景に的を絞って, 問題点を明確に記述する。

材料および方法—実験の追試ができるような内容で記述する。入手容易な文献に記載された方法等を使用する場合は, 文献引用のみとし, 改めて方法等を記述する必要はないが, 入手困難な文献, 部分的修正を加えた方法を用いる場合等には, 簡明に内容を記述する。また, 新しい方法, 複雑な方法等は, 詳細にしかも理解しやすく整理して記述する。なお, 本文中に一般名等で記載した薬品機器等の商品名およびメーカー等は, 一般名称の直後に括弧内で記載する。

成績—各項目ごとに分けて, 「材料および方法」の項で述べた順序に合わせて記述する。内容は十分に推敲し, 必要事項のみを明確に記述する。また, 結果の解釈は考察に記述する。

図・表・写真—図(イラストレーションを含む)は, 黒インクでA4版の白紙または青色方眼紙を用いて, 表題を付け, 必要な成績のみを理解しやすくまとめる。なお, 図は原図から直接製版できるものを提出する(印刷工程の際, 新たに作図する経費等は著者負担とする)。

表は, 縦罫線を入れないで作成する。

写真は, 白黒でコントラストの明瞭なものとし, 表題と簡単な説明を付け, 原寸印刷が可能ないように必要部分を横7.8cm, 縦6.0cmまたは横15.5cm, 縦10.0cmに整形して台紙に貼付する(全体を糊付けするのではなく, コーナーのみを糊付けする)。また, カラー印刷を希望する場合は, その旨を明記する(費用は著者負担とする)。なお, 写真には図と同様に一連の番号を付け, 初回投稿時には5部すべての原稿にオリジナルを添付する。(修正原稿提出時には変更がない限りコピーでも

可とする)。

図および表は、1点をそれぞれ1枚の台紙に貼付し、写真とともに原稿の最後にまとめて添付する。さらに、それらの挿入位置を本文の右欄外に赤字で明記する。

考察—得られた実験成績について、従来の学説、既報の成績等に照らし合わせてどのように解釈し評価(意義付け)するかを論述する。ただし、文脈上やむを得ない場合を除いて、「緒言」および「成績」で記述したことを重複して述べない。なお、謝辞は本文の文末に入れることができる。

引用文献—研究に密接に関係のあるものを引用する。引用できる文献は、学会誌、専門的学術誌あるいは専門書とし、学会抄録、講演会テキスト、レフリー制度のない商業雑誌等は原則として引用できない。引用文献は、文中に最初に引用された順に配列し、本文中では引用箇所に [1, 2-5] のように記載する。記述は、著者名、論文のタイトル名、誌名、巻、頁、年次とする。

また、単行本の場合は、著者名、記事のタイトル名、書名、訳者名、編者名、版、頁、発行者、発行地、年次とする。

和文誌名は原則として省略しない。ただし、慣例的に使用されているものはこの限りではない(例:日獣会誌、獣畜新報など)。欧文誌名の省略は List of Journals Indexed in Index Medicus (<http://www.nlm.nih.gov/tsd/serials/lji.html>) による。指定のないものは省略しない。

また、著者は次の具体例を参考に全員列記する。なお、訳者は1名のみ記載し、その他は和文では「他」とし、英文では「et al」とする。

【引用文献の具体例】

(本例は、ワープロで記述しやすい方法で表示したものである。)

・雑誌の場合

- [1] 青山太郎, 青山花子, 赤坂次郎: 子牛の開放性骨折の1例, 日獣会誌, 45, 115-120

(1992)

- [2] 青山太郎, 青山花子, 江戸三郎, 東京 愛: 犬のレプトスピラ症の抗原検出法, 日獣会誌, 45, 135-138 (1992)
- [3] Aoyama T, Aoyama H: The welfare of animals, Jpn J Vet Sci, 54, 120-124 (1989)
- [4] Aoyama T, Aoyama H, Kanda J: A survey of heavy-metal contamination in imported seafood, J Vet Med Sci, 54, 126-130 (1992)
- [5] Aoyama T, Aoyama H, Suzuki K, Tanaka S, Takahashi Y: Pathogenicity of the aino virus in japan, Am J Vet Res, 53, 155-160 (1992)

・単行本の場合

- [1] 神田一郎: マイコプラズマ, 獣医微生物学, 江戸三郎編, 第1版, 100-103, 青山堂出版, 東京 (1992)
- [2] Smith J: マイコトキシン中毒, 選択毒性, 赤坂次郎訳, 250, 学会出版センター, 東京 (1989)
- [3] Roitt IM: Immunophoresis, Immunology, Fred OG, et al eds, 2nd ed, 150-160, Grower Med Publ, London (1989)

(2) 原著および短報以外のもの

①用語: 原著および短報と同様とする。

②第1頁(表紙): 原著および短報と同様とする。

③第2頁(英文表題等): 英文の表題, 著者名, 第1著者の所属機関名および所在地住所(郵便番号を含む)を記載する。第1著者の所属機関は, 研究実施時のものとする。ただし, 所属の異動があった場合は, 著者が希望すれば現所属機関名および住所を付記することができる。

④第3頁以降は本文とし(英文SUMMARYおよび和文要約は不要), 原著および短報のように区分して記述する必要はないが, 内容はこれらの区分に従って記述する。図・表・写真および引用文献は, 原著および短報と同様とする。

(著作権)

8. 会誌の著作権は, 日本産業動物獣医学会誌編集委員会規程第5条に基づき本会に帰属する。また, 会誌を他に利用しようとする場合は, 当該利用者はあらかじめその利用について編集発行人の許可を得なければならない。

(著者負担料金)

9. 次に掲げる料金は, 著者が負担するものとする(著者負担料金表参照)。

(1) 刷り上り頁数が6の(3)に規定する頁数を超過する

ことを委員会によって認められた場合の超過頁の印刷料

(2) 投稿規程7の(1)の⑤または(2)の④に規定する原図の作成料

(3) 投稿規程7の(1)の⑤または(2)の④に規定する写真等のカラー印刷料

(4) 著者からの注文により作成する別刷の印刷料

(原稿の処理等)

10. この規程に合わない投稿原稿については、内容の変更を求めることがある。

11. 会誌に掲載した投稿原稿は返却しない。ただし、不採用となった原稿は返却する。

12. 会誌の編集および校正は委員会が行う。ただし、初校は著者が行い、初校時の内容の追加、変更は認めない。

13. 投稿原稿に関する照会は、日本産業動物獣医学会誌編集委員会事務局（別記）とする。

(雑 則)

14. この規程に定めのない事項は、委員会の意見を聴いて日本産業動物獣医学会会長が処理する。

15. この規程の改廃は、委員会の議決を経て行わなければならない。

附 則（平成2年2月27日制定、日本獣医師会第6回理事会承認）

1. この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2. 日本獣医師会雑誌投稿規程は廃止する。

附 則（平成2年3月22日一部改正、日本産業動物獣医学会誌編集委員会承認）

1. この改正は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年10月16日一部改正、日本産業動物獣医学会誌編集委員会承認）

1. この改正は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成7年10月20日一部改正、日本産業動物獣医学会誌編集委員会承認）

1. この改正は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成9年2月9日一部改正、日本産業動物獣医学会誌編集委員会承認）

1. この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月10日一部改正、日本産業動物獣医学会誌編集委員会承認）

1. この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月10日一部改正、日本産業動物獣医学会誌編集委員会承認）

1. この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月7日一部改正、日本産業動物

獣医学会誌編集委員会承認）

1. この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月18日一部改正、日本産業動物獣医学会誌編集委員会承認）

1. この改正は、平成18年4月1日から施行する。

日本小動物獣医学会誌投稿規程

日本獣医公衆衛生学会誌投稿規程

日本産業動物獣医学会誌投稿規程の中で「日本産業動物獣医学会」とあるのは、日本小動物獣医学会にあっては「日本小動物獣医学会」と、日本獣医公衆衛生学会にあっては「日本獣医公衆衛生学会」と、また、「産業動物獣医学」とあるのは、日本小動物獣医学会にあっては「小動物獣医学」と、日本獣医公衆衛生学会にあっては「獣医公衆衛生学」とそれぞれ読み替える。

別記：投稿原稿の送付および投稿に関する問い合わせ先

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1

新青山ビル西館23階

日本獣医師会内・日本産業動物獣医学会誌編集委員会事務局

☎03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

【著者負担料金表】

日本産業動物獣医学会誌掲載原稿に係る著者負担料金は、消費税を含み下記のとおり申し受けます。

記

1. 刷り上り頁数が投稿規程6の(3)に規定する頁数を超過することを委員会によって認められた場合の印刷料は、超過分1頁（端数を含む）につき30,000円以上。

2. 投稿規程7の(1)の⑤または(2)の④に規定する原図の作成料は、50cm²以下（1/6頁相当）1枚につき3,000円以上。

3. 投稿規程7の(1)の⑤および(2)の④に規定する写真等のカラー印刷料は、1頁（横7.8cm、縦6.0cm大の写真8枚掲載）につき200,000円以上。

4. 投稿規程9の(4)に規定する別刷の作成料は、刷り上り4頁（表紙付き）100部に付き32,000円以上。

（平成9年4月現在）